



鳥取県公報

平成 31 年 3 月 26 日(火)
号外第 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則
(4) (小中学校課) 2
- ◇ 教委訓令 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令 (1) (教育総務課) 11

教育委員会規則

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状</p> </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）<u>第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号</u>の規定の適用を受ける者にあつては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>エ～カ 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）<u>第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号</u>の規定の適用を受ける者にあつては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>エ～カ 略</p>	略		<p>7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は</p>	<p>略</p>	<p>(普通免許状の授与の出願)</p> <p>第2条 普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許状授与願（様式第1号）に、次の表の左欄に掲げる免許状の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類、宣誓書（様式第2号）及び現に有する免許状の写し又は免許状授与（交付）証明書を添えて鳥取県教育委員会（以下「授与権者」という。）に提出しなければならない。ただし、教育職員検定に合格した者が普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、同欄に掲げる書類は添付することを要しない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状</p> </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）<u>第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号</u>の規定の適用を受ける者にあつては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>エ～カ 略</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>略</p> </td> </tr> </table>	<p>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）<u>第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号</u>の規定の適用を受ける者にあつては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>エ～カ 略</p>	略		<p>7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は</p>	<p>略</p>
<p>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）<u>第2条第1項の表備考第9号、第4条第1項の表備考第8号、第7条第1項の表備考第4号又は第9条の表備考第3号</u>の規定の適用を受ける者にあつては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>エ～カ 略</p>												
略													
<p>7 免許法附則第11項の規定による養護教諭の2種免許状又は</p>	<p>略</p>												
<p>1 免許法第5条第1項又は第2項の規定による普通免許状</p>	<p>ア・イ 略</p> <p>ウ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号。以下「免許法施行規則」という。）<u>第6条第1項の表備考第10号若しくは第11号、第7条第1項の表備考第4号又は第10条の表備考第2号</u>の規定の適用を受ける者にあつては、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明書</p> <p>エ～カ 略</p>												
略													
<p>7 免許法附則第12項の規定による養護教諭の2種免許状又は</p>	<p>略</p>												

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">中学校教諭の保健の 教科についての2種 免許状</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)にあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">4 免許法附則第17項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">ア 免許法附則第17項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	中学校教諭の保健の 教科についての2種 免許状		略		略		4 免許法附則第17項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第17項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略	5 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">中学校教諭の保健の 教科についての2種 免許状</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;">(普通免許状に係る教育職員検定の出願)</p> <p>第7条 普通免許状に係る教育職員検定を受けようとする者は、教育職員検定願(様式第3号)に、次の表の左欄に掲げる教育職員検定の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類及び当該普通免許状に係る所要資格を得た日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日を経過した者(旧免許状所持者を除く。)にあつては、免許状更新講習(修了)(履修)証明書を添えて授与権者に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">4 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">5 免許法附則第19項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定</td> <td style="padding: 5px;">略</td> </tr> </table>	中学校教諭の保健の 教科についての2種 免許状		略		略		4 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略	5 免許法附則第19項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略
中学校教諭の保健の 教科についての2種 免許状																					
略																					
略																					
4 免許法附則第17項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第17項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略																				
5 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略																				
中学校教諭の保健の 教科についての2種 免許状																					
略																					
略																					
4 免許法附則第18項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	ア 免許法附則第18項の表第2欄に規定する基礎資格を有することを証明する書類 イ～カ 略																				
5 免許法附則第19項に定めるところにより学力及び実務の検定を行う教育職員検定	略																				

第2条 鳥取県教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1の1及び2を次のように改める。

1 2又は3に規定する者以外の者

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数						
		合計単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
幼稚園教諭	1種免許状	6	40	4		19		5
		7	35	3		17		5
		8	30	3		15		4
		9	25	2		13		4
		10	20	2		11		3
		11	15	1		9		3
	2種免許状	7	40	4		27		

	許状	8	35	4		24		
		9	30	3		21		
		10	25	3		18		
		11	20	2		15		
		12	15	2		12		
小学校教諭	1種免	6	40		4		19	5
	許状	7	35		3		17	4
		8	30		3		15	4
		9	25		2		13	3
		10	20		2		11	3
		11	15		1		9	2
		12	15		1		11	1
	2種免	7	40		4		26	2
		8	35		3		23	2
		9	30		3		20	2
		10	25		2		17	1
		11	20		2		14	1
12		15		1		11	1	
中学校教諭	1種免	6	40		9		15	4
	許状	7	35		8		14	3
		8	30		7		12	3
		9	25		6		10	3
		10	20		5		8	3
		11	15		4		6	2
		12	15		4		9	1
	2種免	7	40		9		19	4
		8	35		8		17	3
		9	30		7		15	3
		10	25		6		13	2
		11	20		5		11	2
12		15		4		9	1	
高等学校教諭	1種免	6	40		9		11	7
	許状	7	35		8		10	7
		8	30		7		9	6
		9	25		6		8	5
		10	20		5		7	4
		11	15		4		6	4
12		15		4		6	4	

2 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号又は第4号に規定する者

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数					
		合計単位数	領域に関する専門的事項に関する科目	教科に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目
幼稚園教諭	1種免	4	20	2		11	5

	許状	5	15	1		9		3
小学校教諭	1種免許	4	20		2		11	4
	許状	5	15		1		9	3
中学校教諭	1種免許	4	20		5		8	3
	許状	5	15		4		6	2
高等学校教諭	1種免許	4	20		4		6	7
	許状	5	15		4		5	5

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第23条関係）

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数				
		合計単位数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	
養護教諭	1種免許状	4	15	7	5	1
		5	10	6	4	
	2種免許状	7	25	12	7	2
		8	20	10	6	1
		9	15	8	4	1
	10	10	6	2		

別表第3（第23条関係）

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数				
		合計単位数	管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係る科目	栄養に係る教育に関する科目	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	
栄養教諭	1種免許状	4	35	27	2	6
		5	30	23	2	5
		6	25	19	2	4
		7	20	16	1	3
		8	15	11	1	3
		9	10	7	1	2

別表第4の1及び2を次のように改める。

1 領域又は教科に関する専門的事項に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内容
幼稚園教諭	1種免許状及び2種免許状	免許法施行規則第2条第1項の表備考第1号に規定する領域に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について、1単位以上
小学校教諭	1種免許状及び2種免許状	免許法施行規則第3条第1項の表備考第1号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目のうち、1以上の科目について、1単位以上

中学校教諭	1種免許状及び2種免許状	10	免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科（職業実習に係る免許状にあつては、職業の免許教科）の種類に応じ、それぞれに定める科目（以下「中学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目」という。）について、それぞれ1単位以上
		3以上9以下	中学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の科目について、それぞれ1単位以上
高等学校教諭	1種免許状	10以上50以下	免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号イからムまでに掲げる免許教科（看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習に係る免許状にあつては、それぞれ看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の免許教科）の種類に応じ、それぞれに定める科目（以下「高等学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目」という。）について、それぞれ1単位以上
		3以上9以下	高等学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の科目について、それぞれ1単位以上。ただし、高等学校の各免許教科に関する専門的事項に関する科目の数が2以下の免許教科にあつては、1以上の科目について、1単位以上

2 養護に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内容								
		衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	栄養学（食品学を含む。）	解剖学・生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）
養護教諭	1種免許状	8	1単位以上	1単位以上			2つの科目について、それぞれ1単位以上			2単位以上
		7	1単位以上	1単位以上			1単位以上			1単位以上
	6	3つの科目について、それぞれ1単位以上								
	4	2つの科目について、それぞれ1単位以上								
2種免許状	2種免許状	14	1単位以上	1単位以上		1単位以上	1単位以上	1単位以上		5単位以上
		12	1単位以上	1単位以上		1単位以上	1単位以上	1単位以上		4単位以上
		8又は10	1単位	1単位以上		1単位以上			3単位	

		以上		以上
	6	3つの科目について、それぞれ1単位以上		
	4	2つの科目について、それぞれ1単位以上		

別表第4の4及び5を次のように改める。

4 栄養に係る教育に関する科目

受けようとする免許状の種類		修得することを必要とする最低単位数	内容
栄養教諭	1種免許状	2	免許法施行規則第10条の表備考第1号に規定する科目の中から修得すること。
		1	

5 保育内容の指導法に関する科目、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等

(1) 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教諭

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内容		
		教育の基礎的理解に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
幼稚園教諭	1種免許状	20	3単位以上	7単位以上
		17又は19	3単位以上	6単位以上
		12以上15以下	2単位以上	6単位以上
		9又は11	2単位以上	5単位以上
		7	1単位以上	3単位以上
	2種免許状	30	6単位以上	14単位以上
		24以上27以下	5単位以上	12単位以上
		18又は21	4単位以上	10単位以上
		12又は15	3単位以上	7単位以上
		9	2単位以上	5単位以上
小学校教諭	1種免許状	21	3単位以上	9単位以上
		17又は19	3単位以上	8単位以上
		13又は15	2単位以上	7単位以上
		9又は11	2単位以上	6単位以上
		7	1単位以上	4単位以上
	2種免許状	29	6単位以上	18単位以上
		26	5単位以上	16単位以上
		20又は23	4単位以上	13単位以上
		14又は17	3単位以上	10単位以上
		11	2単位以上	6単位以上
中学校教諭	1種免許状	16	3単位以上	9単位以上
		14又は15	3単位以上	8単位以上
		10又は12	2単位以上	7単位以上

	2種免許状	6又は8	2単位以上	4単位以上
		5	1単位以上	3単位以上
		21	6単位以上	8単位以上
		17又は19	5単位以上	8単位以上
		13又は15	4単位以上	6単位以上
		9以上11以下	3単位以上	5単位以上
		7	3単位以上	3単位以上
		6	2単位以上	3単位以上
		5	2単位以上	2単位以上
高等学校 教諭	1種免許状	12	5単位以上	6単位以上
		10又は11	4単位以上	4単位以上
		8又は9	3単位以上	3単位以上
		5以上7以下	2単位以上	2単位以上
		4	1単位以上	1単位以上

(2) 養護教諭

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内容	
		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
1種免許状	6	2単位以上	2単位以上
	5	1単位以上	2単位以上
	4	1単位以上	2単位以上
	3		
2種免許状	8	4単位以上	4単位以上
	7	3単位以上	4単位以上
	6	2単位以上	3単位以上
	4	1単位以上	2単位以上
	2又は3		

(3) 栄養教諭

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内容	
		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
1種免許状	6	2単位以上	2単位以上
	5	1単位以上	2単位以上
	4	1単位以上	2単位以上
	3	1単位以上	2単位以上
	2	1単位以上	1単位以上

別表第5を次のように改める。

別表第5 (第23条関係)

受けようとする免許状の種類	有することを必要とする学校の免許状	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数								
			合計単位数	教科に関する専門的事項に	保育内容の指	各教科の指導法に関する科	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	教育相談(カウンセリング)	進路指導及びキャリア教育	大学が独自に設定する科目

				関する科目	科目	目		に関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	の理論及び方法	
小学校 教諭二 種免許 状	幼稚園教 諭普通免 許状	1	10			7	1		2	
	中学校教 諭普通免 許状	1	9			7			2	
中学校 教諭二 種免許 状	小学校教 諭普通免 許状	1	11	7		2			2	
		2	8	5		1			2	
	高等学校 教諭普通 免許状	1	6			1	1		1	3
高等学 校教諭 一種免 許状	中学校教 諭普通免 許状(二 種免許状 を除く。)	1	9			1			2	6

様式第7号の3を次のように改める。

様式第7号の3 (第7条関係)

<本人記載不可>

幼稚園教諭免許状の授与の特例に係る実務に関する証明書

1 勤務者氏名及び生年月日
 氏名 _____
 _____年 _____月 _____日生

2 勤務した期間等
 勤務期間： _____年 _____月から _____年 _____月
 勤務しなかつた期間： _____年 _____月から _____年 _____月
 実労働時間： _____時間

3 勤務成績 (該当するものにチェックをすること)
 良好 不良

4 施設の概要

施設名： _____

※認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記入すること。

認可等年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※認定外保育施設の場合は、設立年月日を記入すること。

所在地： _____

電話番号： _____

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

年 月 日

施 設 長

印

実務証明責任者

印

備考1 特例の対象として認められる勤務期間等（3年かつ4,320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務に関する証明書を作成すること。

- 2 実務証明責任者の証明は、市町村立の学校に勤務した者にあつては当該市町村教育委員会教育長、大学附置の学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校に勤務した者にあつては当該大学の学長、同項に規定する私立学校に勤務した者にあつては当該私立学校を設置する学校法人の理事長、免許法施行規則附則第8項第3号に掲げる施設に勤務した者にあつては当該施設の設置者が行うものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第1号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年 3月26日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育機関 鳥取県教育センター設置条例（昭和48年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された鳥取県教育センター、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立図書館並びに鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）第2条の規定により設置された鳥取県立博物館をいう。</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 教育長、次長、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">組織</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">正当決</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第1順</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第2順</td> </tr> </table>	組織	正当決	第1順	第2順	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育機関 鳥取県教育センター設置条例（昭和48年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された鳥取県教育センター、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立大山青年の家及び鳥取県立船上山少年自然の家、鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例（平成2年鳥取県条例第7号）第2条の規定により設置された鳥取県立図書館、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例（昭和47年鳥取県条例第29号）第2条の規定により設置された鳥取県立博物館、鳥取県埋蔵文化財センター設置条例（昭和57年鳥取県条例第14号）第1条の規定により設置された鳥取県埋蔵文化財センター並びに鳥取県立むきばんだ史跡公園の設置及び管理に関する条例（平成22年鳥取県条例第4号）第1条の規定により設置された鳥取県立むきばんだ史跡公園をいう。</p> <p>(12)～(17) 略</p> <p>(代決)</p> <p>第6条 教育長、次長、課長等及び所長等の専決事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">組織</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">正当決</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第1順</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第2順</td> </tr> </table>	組織	正当決	第1順	第2順
組織	正当決	第1順	第2順						
組織	正当決	第1順	第2順						

		裁権者	位者	位者
略				
2 教育	略			
機関	大山青年の家	所長	主務係長	
略				

2 略

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1～4 略

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 任 免に 関す る事 務	1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6第1項の規定により設置された学校運営協議会の委員の任免（特別支援学校に係るものに限る。）			○	
二 教 育職 員免 許法 に関 する 事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）				
(1)・(2) 略					

		裁権者	位者	位者
略				
2 教育	略			
機関	大山青年の家	所長	主務係長	
	埋蔵文化財センター	所長	次長	主務室長又は主務係長（室に置かれる係長を除く。）
	むきばんだ史跡公園	所長	次長	
略				

2 略

別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係）

1～4 略

5 特別支援教育課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教育委員会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
二 教 育職 員免 許法 に関 する 事務	1 同法第5条第1項の規定による普通免許状の授与（特別支援学校教諭及び養護教諭に係るものに限る。）				
(1)・(2) 略					

	略
三 学 校教 育法 に関 する 事務	略
四 所 他の 業務 に関 する 事務	略

	略
二 学 校教 育法 に関 する 事務	略
三 所 他の 業務 に関 する 事務	略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 任 免に 関す る事 務	1 非常勤職員 (県が任用する 外国語指導助手 に限る。)の任 免その他の人事				○
	2 地方教育行政 の組織及び運営 に関する法律第 47条の6第1項 の規定により設 置された学校運 営協議会の委員 の任免(高等学 校に係るものに 限る。)			○	
略					

7 略

6 高等学校課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等
一 任 免に 関す る事 務	1 非常勤職員 (県が任用する 外国語指導助手 に限る。)の任 免その他の人事				○
略					

7 略

8 文化財課

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	次 長	課 長 等

